

令和6年11月8日からの大雨において被災された皆さまへ

このたびの大雨により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。当金庫では、災害救助法が適用された地域（与論町）で大雨の被害に遭われたお客様の預金払戻し等について下記の取扱いを実施しておりますのでお知らせいたします。

《預金などの取扱い》

- (1) 預金証書、通帳、届出の印鑑等を紛失した場合等でも、被災者等の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者本人の申出であることを確認して便宜扱も致しますのでご相談ください。
- (2) 定期預金、定期積金等の期限前払戻しについてもご相談に応じます。
また、当該預金等を担保とする借入もご相談ください。
- (3) 今回の災害等による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができるように取り計らいます。
- (4) 今回の災害等を原因とする手形・小切手の不渡りについては、必要な手続きをとらせていただきます。
また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様とさせていただきます。
- (5) 損傷した紙幣や貨幣のお引換えを致します。
- (6) 国債を紛失した場合は、お気軽にご相談ください。

《相談窓口のご案内》

当金庫与論支店またはお近くの本支店窓口にお問い合わせください。

〔与論支店〕

住所：大島郡与論町茶花37-6

電話：0997-97-3181

《融資に関するご相談》

- (1) 事業性融資のご相談
災害の復旧、応急資金などの調達やお借入れの返済条件変更などのご相談を承ります。
- (2) 住宅ローンの相談
お借り入れの返済条件変更などのご相談を承ります。
リフォーム等の資金のご相談を承ります。

(3) 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」のご利用について

今回の大雨により住宅ローンや事業資金などのお借入れの返済が困難となっている個人のお客様におきましては、本ガイドラインを利用して一定の要件のもとお借入れの免除・減額を申し出ることができます。

お問い合わせは、上記「相談窓口のご案内」までご連絡ください。

奄美大島信用金庫